

独立行政法人雇用・能力開発機構業務方法書の一部改正について（概要）（案）

第 1 雇用管理に関する援助業務等の廃止に伴う規定の整備を行うこと。

- 1 雇用管理に関し必要な知識及び技術を習得させるための講習の廃止に伴い規定の整備を行うこと。（第 6 条第 1 項第 3 号関係）
- 2 建設事業主に対する雇用管理研修及び雇用管理援助担当者研修の廃止に伴い規定の整備を行うこと。（第 8 条第 1 項関係）
- 3 地域雇用開発能力開発助成金の廃止に伴い規定の整備を行うこと。（第 9 条関係）

第 2 離職、転職等を余儀なくされたことにより、財形持家融資及び財形教育融資の返済が著しく困難となった勤労者に対する償還期間の延長等の暫定措置の期限を延長すること。

財形持家融資及び財形教育融資の返済困難者に対する暫定措置の期限を 1 年間延長すること（附則第 8 条関係）。

改正前 平成 23 年 3 月 31 日まで

↓

改正後 平成 24 年 3 月 31 日まで

第 3 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第 4 附 則

- 1 施行日は、平成 23 年 4 月 1 日とすること。
- 2 所要の経過措置を設けること。